

風水害編

第5部 風水害対策計画

第1章 計画の方針

第1節 計画の目的

市は、水防法（昭和24年法律第193号）、災対法、東京都地域防災計画（風水害編）及び東京都水防計画に基づき、本計画の一環として、洪水その他による大規模な水害の発生、又は発生するおそれがある場合に、これらを警戒、防御することにより被害の軽減を図ることを目的として、市内の各河川、道路に対する予防対策・監視警戒その他水防上必要な事項について定めるものとする。

市は、水防法第3条の規定に基づき、水防管理団体として市の行政区域内における水防を十分果たさなければならない。

第2節 計画の習熟

各防災機関は、平素から危機管理の一環として、風水害防災対策を推進する必要がある。このため、風水害に関する施策や事業が本計画に合致しているかを点検し、必要に応じて見直しを行うとともに風水害に関する調査・研究に努め、所属職員に対する災害時の役割等を踏まえた実践的な教育・訓練等を通して本計画の習熟に努め、風水害への対応能力を高める。

第2章 東大和市の概況と災害

第1節 東大和市の概況

第1部第2章第1節「東大和市の概況」に基づくものとする。

第2節 東大和市の災害履歴

近年、日本では平成27年の関東・東北豪雨（鬼怒川における堤防決壊等）や平成30年7月西日本豪雨等が発生し、大きな被害が出ている。

<近年の水害被害（住家に影響が出た事項のみ）>

年度	日付	事象	被害内容等
平成26年度	6/29	大雨	大雨・洪水警報発表 床下浸水（5件）、マンホール雨水吹き出し（2件）
	7/24	大雨	大雨・洪水警報発表 停電
平成27年度	7/30	大雨	大雨・洪水警報、雷注意報発表 床下浸水（5件）
	9/9	台風18号	大雨・洪水警報発表 床下浸水、土砂流出
平成28年度	8/10	大雨	大雨・洪水警報発表 床上浸水（1件）、土砂流出（1件）
	8/22	台風9号	「避難準備情報」発令、避難所開設（6施設） 床上浸水（10件）、床下浸水（16件）、土砂災害（1件）、 土砂流出（1件）
平成29年度	10/22 ～10/23	台風21号	大雨警報（土砂災害・浸水害）、洪水警報発表 「避難準備・高齢者等避難開始」発令、避難所開設（3施設） 床上浸水（3件）、土砂崩れ（5件）、河川溢水（1件）、 その他浸水（1件）
平成30年度	9/30 ～10/1	台風24号 接近に伴う 大雨	大雨警報（浸水害）、暴風警報発表 建物被害（28件）、その他物損等（12件）、停電（9,700 世帯）、倒木（26件）
平成31年度	9/8 ～9/9	台風15号	大雨警報（浸水害）、暴風警報発表 建物被害（13件）、その他物損等（5件）、倒木（9件）
	9/11	大雨	大雨警報（浸水害） 停電（2,600世帯）
	10/12 ～10/13	台風19号	大雨特別、大雨（土砂災害・浸水害）、洪水、暴風警報発表 「警戒レベル5（災害発生情報）」発令、避難所開設（7施設） 床下浸水（1件）、土砂崩れ（1件）、土砂流出（2件）、 倒木（1件）、河川溢水（4件）、建物被害（6件）

第3章 東大和市の基本的責務と役割

第1節 基本理念

第2部第1章第1節「基本理念」に基づくものとする。

第2節 基本的責務

第2部第1章第2節「基本的責務」に基づくものとする。

第3節 各機関の役割

第2部第1章第3節「市及び防災機関の役割」に基づくものとする。

第4章 市民と地域の防災力の向上

予防対策

第2部第2章「市民と地域の防災力向上」に基づくものとする。その他、風水害対策として、以下の予防対策を推進する。

防災力向上

(1) 市民による自助の備え【市民】

市民は、自らの生命は自らが守るという観点に立ち、次の措置をはじめ、必要な防災対策を推進する。

主体名	対策内容
市民	身の安全、日頃からの備え <ul style="list-style-type: none">○ 日頃から、天気予報や気象情報等に関心を持ち、よく出される気象注意報等や、過去の被害状況等を把握しておく。○ 市が作成するハザードマップ等で自分の住む地域の地理的特徴を把握しておく。○ 台風等が近づいたときの予防対策をあらかじめ決めておく。○ マイ・タイムラインを作成し、避難開始までの行動や避難に要する時間等を把握しておく。○ 浸水が心配される場合は、都や国がインターネット等で配信する、雨量、河川水位情報を確認する。必要に応じて家財道具を2階等の安全な場所に移しておく。○ 水の流れをせき止めないように、地域ぐるみで側溝の詰まりを取り除く等協力して行う。

(2) 防災意識の啓発【総務部】

第2部第2章第5節「1-2 防災意識の啓発」に基づくものとする。周知する内容を以下に示す。

<災害や防災に関する周知内容>

- ① 台風・集中豪雨等に関する一般知識
- ② 各防災機関の風水害対策
- ③ 家庭での風水害対策
- ④ 地下空間における緊急的な浸水に対する心得
- ⑤ 避難するときの注意
- ⑥ 土砂災害に対する心得
- ⑦ 台風・竜巻時の風に対する対策
- ⑧ 災害情報の入手方法
- ⑨ 応急救護の方法
- ⑩ 自主防災組織の育成方法や防災行動力の向上方法
- ⑪ 要配慮者の支援対策

(3) 防災訓練の充実【総務部・消防団・北多摩西部消防署】

第2部第2章第5節「1－4 防災訓練の実施」に基づくものとする。水害時期を前に集中豪雨・台風等による河川の増水やがけ崩れの災害に対する部隊指揮要領及び水防工法等の習熟を図り、水防態勢の万全を図るために水防訓練を実施する。

主体名	対策内容
市 (総 務 部) 北 多 摩 西 部 消 防 署 消 防 団	水防訓練 ① 参加機関：市、消防団、北多摩西部消防署、防災協定締結機関等 ② 訓練項目：情報収集・伝達訓練、本部運営訓練、各種水防工法・水害防止活動 ③ 実施時期：原則として、毎年度出水期前

(4) タイムラインの作成及びマイ・タイムラインの普及

主体名	対策内容
市 (総 務 部)	① 市タイムラインの作成を検討する。 ② 市民に対しマイ・タイムラインの作成を促進する。

第5章 風水害予防対策

当市には、一級河川である空堀川、奈良橋川（一部普通河川）及び普通河川である前川の計3つの河川がある。これらの河川では、都市化の進展により地面が建物や道路に覆われ、雨水が地面に浸透する割合が低くなり、短時間に大量の雨が河川に流入して水位が短時間に上昇することがある。

市の河川の状況

種 別	河 川 名	管 理 者
一 級 河 川	空 堀 川	東 京 都
一 級 河 川 (一部普通河川)	奈 良 橋 川	東 京 都 (東大和市)
普 通 河 川	前 川	東 大 和 市

第1節 総合治水対策の推進

【都】

1 河川の整備

中小河川においては、平成24年11月に、区部で時間最大75ミリ降雨、多摩部で時間最大65ミリ降雨（いずれも年超過確率1/20）による河川からの溢水の防止を目標とした「整備方針」を策定した。今後、河道拡幅を基本とする護岸整備を着実に進めるとともに、整備方針を踏まえ、優先度を考慮して流域ごとに対策を進めていく。

2 下水道の整備

都市化の進展に伴い、雨水流出量の増大している地域において、1時間あたり50ミリの降雨に対処するため、雨水幹線等の整備を行い、雨水排水施設の能力の増強を図る。

3 流域対策の推進

治水施設（河川、下水道）の整備を促進するとともに、流域対策として歩道における透水性舗装や浸透ますの設置、住宅等における各戸貯留・浸透施設の設置等いわゆる雨水流出抑制対策や適正な土地利用等を推進していく。

第2節 風水害対策（浸水対策）

【総務部・都】

1 浸水予想区域の周知

地域における水害の危険性を知ること、対応策を講じ円滑な水防活動を行うことができる。

市は、都や関係機関と連携し、ハザードマップ、広報紙、現場の標識等により、浸水予想区域及び浸水深等を市民に対して周知の徹底に努める。

また、都では、総合治水特定河川における過去の主要洪水の浸水実績図の公表、地下空間浸水対策用浸水実績図の公表に加え、近年の水害実績を水害記録誌にまとめ、都民情報ルーム等で公表している。

2 避難体制の整備・確立

2-1 防災拠点施設の現状の点検及び浸水時における対策

水災対策の要である防災拠点施設が、浸水時に機能するか点検と対策を推進する。また、避難所の指定基準及び避難所機能強化等に関しては、第2部第9章第5節「1 避難体制の整備」に準拠する。

防災拠点施設：市庁舎・公共施設、備蓄倉庫等

対策例：施設の床面・機器の嵩上げ、止水版の設置等

2-2 資器材、物資の備蓄

(1) 水防活動、避難活動、避難者支援のための資器材、物資を備蓄する。また、水害時に円滑に活用・配給できる体制を整備する。

(2) 市内の資材業者の手持ち資材を調査しておく等、緊急の補給に備える。

2-3 迅速かつ的確な情報収集及び伝達

(1) 洪水氾濫の対策として、迅速かつ的確な災害対応を図るため、正確な情報の収集・伝達が必要である。このため、市は、防災関係機関と連携を図り、情報交換に努め、必要な情報を共有・伝達できる体制を整備する。

(2) 要配慮者が利用する施設等に対し、洪水予報等の伝達を確実に行えるよう体制を整備する。

(3) 避難勧告等発令基準に関して、都市河川の特性を考慮し、段階に分けて情報を提供する等、市民が余裕を持って安全かつ円滑に避難を行えるような基準作りに努める。

3 内水氾濫の防止

気候変動や雨水浸透面積の減少に起因する一時的な豪雨の内水氾濫の危険性に対処するため、下水道事業の推進、道路側溝や排水路等の改修や清掃等の雨水排水対策の充実に努める。また、内水氾濫が発生した場合、関係機関との連携を強化し、危険箇所の通行止め等、迅速な対応が行える体制の整備に努める。

第3節 土砂災害対策の推進 【総務部・子育て支援部・福祉部・都】

市、都及び防災関係機関は、土砂災害を未然に防止し、また、被害の軽減を図るため、都に対して対策事業の要請等を働きかける等災害防止策を講じるとともに、住民に対して災害の防止について、啓発及び指導を行う。

1 土砂災害警戒区域等

平成31年3月、土砂災害防止法に基づき、地域住民の生命の安全を図るため、都により「土砂災害警戒区域」が54か所（うち「土砂災害特別警戒区域」が50か所）指定された。指定基準は下記の表のとおりである。

（資料編 資料第12「土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域」P.資-13）

<土砂災害（特別）警戒区域の指定の基準>

区分	指定の基準	措置
土砂災害警戒区域	■急傾斜地の崩壊 ① 傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域 ② 急傾斜地の上端から水平距離10m以内の区域 ③ 急傾斜地の下端から急傾斜地高さの2倍（50mを超える場合は50m）以内の区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。 ① 市町村地域防災計画への記載 ② 要配慮者関連施設利用者のための警戒避難体制 ③ 土砂災害ハザードマップによる周知の徹底 ④ 宅地建物取引における措置
	■土石流 土石流の発生のおそれのある溪流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域	
	■地滑り ① 地滑り区域（地滑りしている区域又は地滑りするおそれのある区域） ② 地滑り区域下端から、地滑り地塊の長さに相当する距離（250mを超える場合は250m）の範囲内の区域	
土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある崩壊を生ずることなく耐えることのできる力を上回る区域 ※ ただし、地滑りについては、地滑り地塊の滑りに伴って生じた土石等により力が建築物に作用した時から30分間が経過した時において建築物に作用する力の大きさとし、地滑り区域の下端から最大で60m範囲内の区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。 ① 特定開発行為に対する許可 ② 建築物の構造の規制 ③ 建築物の移転等の勧告及び支援措置 ④ 宅地建物取引における措置

2 土砂災害警戒区域等の対策

2-1 土砂災害警戒区域等の周知

市は、都や関係機関と連携し、ハザードマップ、防災マップ、広報紙等により、土砂災害警戒区域等を市民や来訪者等に対して周知の徹底に努める。

2-2 土砂災害警戒区域等における警戒避難体制の整備

土砂災害警戒区域等については、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集、予報や警報の発表及び伝達、避難・救助、その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制を整備する。

＜必要な事項（例）＞

- ・ 避難勧告等の発令基準
- ・ 土砂災害警戒区域等を踏まえ、自治会等、同一の避難行動をとるべき避難単位
- ・ 情報の収集及び伝達体制
- ・ 風水害時避難場所の開設
- ・ 避難行動要支援者への支援

2-3 要配慮者への配慮

土砂災害警戒区域等内における社会福祉施設等の要配慮者利用施設について、市は、所在及び施設の要配慮者に関する情報（名簿、連絡体制等）を平常時から把握し、施設ごとに具体的な避難確保計画を整備し、訓練の実施等を推進する。

（資料編 資料第70「土砂災害警戒区域等内における要配慮者利用施設」資P.103）

第4節 雪害の予防

【総務部・都市建設部】

大雪に見舞われた際に人的・物的被害を受ける可能性があるため、事前策を講じていく必要がある。

1 道路等の雪害予防措置

異常降雪に備え、道路防災総点検（豪雪）を随時実施し、道路等の災害対策のため次の準備を行う。

- (1) 融雪時の夜間凍結によるスリップ防止等に必要な砂、散布剤等の諸資機材の確保に努める。
- (2) 事前に土木関係業者の協力体制を確立する。
- (3) 除雪に用いる車両、資機材等の確保に努める。

2 構築物等の雪害防止対策

通信施設及び既設の看板、広告物その他の構築物等が積雪による災害発生がないよう施設の強化と連絡体系の整備を進める。

3 農作物等の雪害予防対策

積雪等による農作物等の被害を防止するため、事前、事後対策を含め関係機関と協力して被害の軽減を図る。

第6章 施設・構造物対策

第1節 ライフライン施設

第2部第4章第5節 予防対策「4 水道」「5 下水道」「6 電気・ガス・通信等」に基づくものとする。

第2節 道路及び交通施設

1 道路・橋梁

第2部第4章第5節 予防計画「1 道路・橋梁」に基づくものとする。

2 鉄道施設

乗務員の対応やその他の措置に関しては、第2部第4章第5節 予防計画「2 鉄道施設」に基づくものとする。

主体名	対策内容	
西武鉄道	施設 安全 対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 風水害防止のため、風速計を全線13か所（都内は5か所）、雨量計を全線15か所（都内は5か所）に設置している。 ○ 都内においては、風水害に対する改良、補強工事はほぼ完了しているが、設備の改善について努めていく。
	運転 規制	<p>暴風</p> <p>運転司令長は、天候の状態に注意し、必要に応じて次の処置を負う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 風速が毎秒20m以上になったと認められるか、豪雨の恐れがあるときには、暴風雨警報を指令する。なお、風速が毎秒20m以上になったと認めたときは、毎時25km以下で注意運転するよう指令をする。 ② 風速が毎秒25m以上になったと認めたときには、列車の運転を一時中止の指令をする。 ③ 風速計を確認し、規制値を下回ったこと及び状況を判断し、規制を解除する。 <p>降雨</p> <p>運転司令長は、降雨時のとき次のような指令を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 降雨が毎時50mmに達したときには、運転速度を毎時55km（見通しにより一部区間については毎時35km）以下で運転するよう指令をする。 ② 継続雨量300mmに達したときには、運転速度を毎時55km（見通しにより一部区間については毎時35km）以下で運転するよう指令をする。 ③ 降雨が毎時50mmに達したとき、かつ継続雨量が300mmに達したとき、列車の運転を一時見合わせ必要により関係各部に点検を依頼する。 ※ 継続雨量が300mmに達する間に、毎時50mmを記録した場合も、継続雨量300mmに達したときは、運転を一時見合わせるものとする。 ④ 速度規制中及び解除後、又は運転見合わせ解除後に継続雨量100mm毎、又は毎時30mmを記録した時点で、関係各部にて協議し運転方針（徐行又は運転を一時見合わせ）を決定する。 ⑤ 外部機関等の雨量情報により運転規制をすることがある。

主体名	対策内容	
	乗務員の対応	① 災害が発生し、列車の運転が危険と判断した場合、又は列車無線等で停止指令があった場合、列車を停止する。 ② 駅間の途中で列車を停止させる場合は、できるだけ橋りょう、ずい道、深い切取り、高い築堤等の被害を受けやすい所は避ける。また、必要に応じてパンタグラフを降下し、転動防止の処置をとる。 ③ 駅間に停止した列車は、運転司令から運転再開の指令があったとき、車掌と打ち合わせ、次駅まで注意運転する。この場合、線路状態に注意する。 ④ 運転を再開し列車が駅に到着したときは、その区間の状況を駅長に報告する。
	その他の措置	① 駅長は、地震が発生し被害が予想されるときは、速やかに構内を巡視して異常の有無を点検し、その状況を運転司令に報告する。 ② 電気司令長は、災害が発生し、列車の運転が危険と判断したときは、直ちに運転司令に報告し、必要に応じて送電中止の処置をする。
多摩都市モノレール	施設の安全対策	○ 本線上2か所に風速計、立川変電所、東中野変電所に地震計を設置している。 ○ トンネル内は非常電話を設置している。 ○ 台風等による強雨時は、沿線から仮設物や樹木の倒壊、飛来による列車・軌道・構造物への接触事故が懸念されるので、近接施工協議時や沿線巡回時において沿線工事業者への注意喚起を行っている。また、沿線樹木の繁茂状況を把握し、必要に応じ剪定・伐採を行う。
	運転規制	暴風雨 風速計により風速が毎秒20mを超えた場合は次の運転規制を行う。 ① 風速毎秒 20m以上 … 運転見合わせ ② 風速毎秒 25m以上 … 運転中止 雪害 状況により次の運転規制を行う。 ① 降雪により列車運行に支障が予想される場合 除雪ブラシ及び砂散布器、凍結防止剤の準備 ② 第2規制 … 速度毎時35km以下の減速注意運転 ③ 第1規制 … 雪害状況により運転中止 浸水事故発生時の措置 台風等大雨時において、駅舎内への雨水の吹き込み、また、駅出入口付近の浸水が予想される場合は、駅係員を派遣し現状把握に努めるとともに、駅放送及び案内装置により旅客周知の徹底を図る。

第7章 災害応急対策

第1節 気象状況の連絡等

【総務部・環境部・都市建設部】

気象状況により、浸水等の被害が発生するおそれがある場合は、各水防機関は的確な情報の把握に努めるとともに、相互の連絡、支持、通報又は伝達が迅速に行われるよう、情報の目的、性質、伝達の系統、方法等について精通し、効果的な水防活動に努める。

我が国では、近年、大型の台風の襲来、集中豪雨・土砂災害の発生等、大規模な災害が頻発・激甚化しており、当市においても風水害の警戒や応急対策体制の一層の強化を図っていくものとする。

特に、令和元年に当市を襲った台風第19号の教訓を踏まえ、災害対策本部、水防本部等の防災体制、市民に対する避難情報の周知、避難所の円滑な開設と受入れ等、初動・応急体制のあり方について検討を進める。

1 気象情報の種類、発表基準等

【発表官署 気象庁予報部】

気象庁（東京管区気象台管内）による気象情報の種類及び発表基準は、以下のとおりである。

<東大和市の気象情報等の地区区分>

府県予報区	東京都
一次細分区域※	東京地方
市町村等をまとめた地域※	多摩北部

※注意報、警報の発表地区区分

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	地 域 区 分
東京地方	23区東部	台東区、墨田区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区、江東区
	23区西部	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、板橋区、練馬区
	多摩南部	八王子市、町田市、日野市、多摩市、稲城市
	多摩北部	立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、昭島市、調布市、小金井市、小平市、東村山市、国分寺市、国立市、西東京市、狛江市、 東大和市 、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市
	多摩西部	福生市、羽村市、青梅市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町
伊豆諸島北部	大島	大島町
	新島	利島村、新島村、神津島村
伊豆諸島南部	三宅島	三宅村、御蔵島村
	八丈島	八丈町、青ヶ島村
小笠原諸島	父島	小笠原村（父島、母島）

<気象情報の種類及び発表基準>

令和元年5月29日現在
気象庁予報部発表

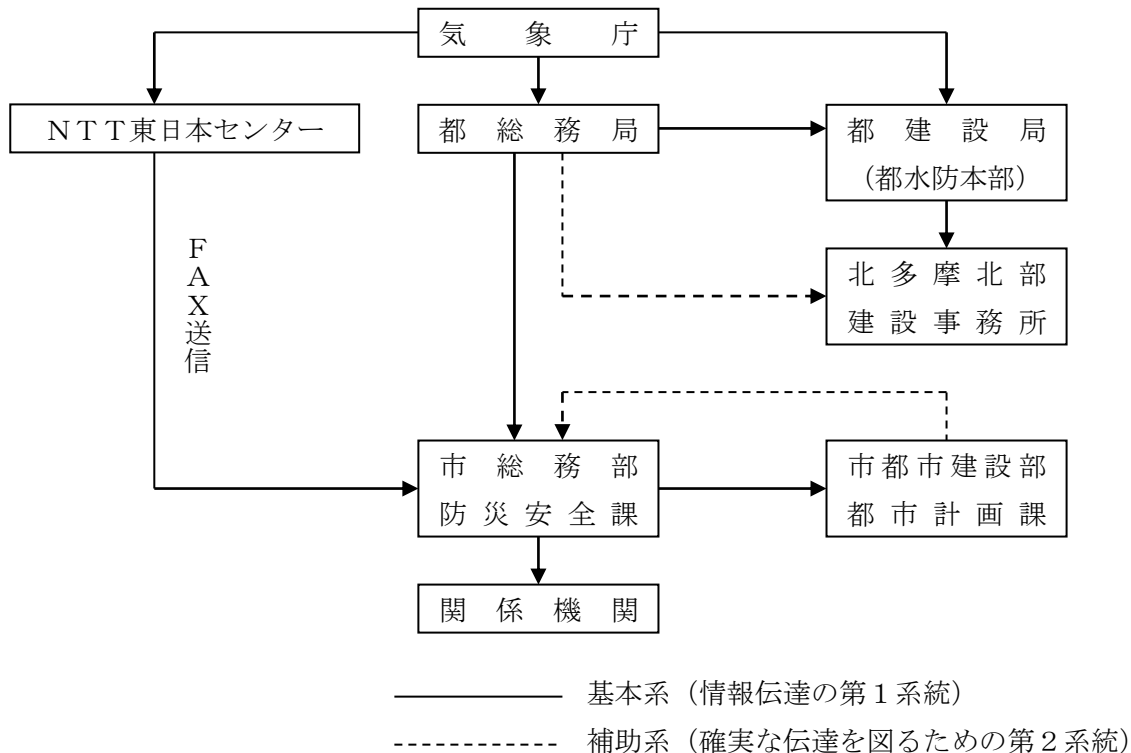
気象情報種類		発表基準	
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準 18
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準 180
	洪水		流域雨量指数基準 空堀川流域=11.4 奈良橋川流域=5.5
			複合基準* ¹ 空堀川流域=(10, 10.9)
			指定河川洪水予報による基準 —
	暴風	平均風速	25m/s
	暴風雪	平均風速	25m/s 雪を伴う
大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 10cm	
注意報	大雨		表面雨量指数基準 11
			土壌雨量指数基準 140
	洪水		流域雨量指数基準 空堀川流域=9.1 奈良橋川流域=3.9
			複合基準* ¹ 空堀川流域=(10, 5.6)
			指定河川洪水予報による基準 —
	強風	平均風速	13m/s
	風雪	平均風速	13m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 5cm
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度 25%で実効湿度 50%	
	低温	夏期(平均気温): 平年より 5℃以上低い日が 3日続いた後、さらに 2日以上続くとき 冬期(最低気温): -7℃以下	
霜	4月10日~5月15日 最低気温 2℃以下		
着氷・着雪	大雪警報の条件下で気温が-2℃~2℃のとき		
注意情報	竜巻	竜巻等の激しい突風の発生するおそれがある場合 ※ 雷注意報が発表されている状況下において発表する情報で、有効期間は発表から 1時間	
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm

* 1 表面雨量指数、流域雨量指数の組み合わせによる基準値

2 気象状況等の伝達

水防法第10条の規定による気象庁からの重要な気象情報等は、以下の伝達系統図により連絡される。

[伝達系統図]



3 リアルタイムの情報収集等

常に的確な情報の把握に努めるものとする。

- (1) 市は、気象の状況から相当の被害が発生するおそれがあると認めるときは、都総務局及び都水防本部（都建設局）及び北多摩北部建設事務所と緊密な連絡をとり、情報を交換し、管内の雨量水位等の正確な情報を収集する。
- (2) 東京都水防災総合情報システム等からの情報収集や市内各河川等の巡視及び監視警戒を行う。

第2節 水防警報

【総務部・都市建設部】

国土交通省又は都が、洪水のおそれがあるとき、水防警報を発表し、水防管理団体・消防機関に対して、水防活動を行うための水位情報等を提供する。

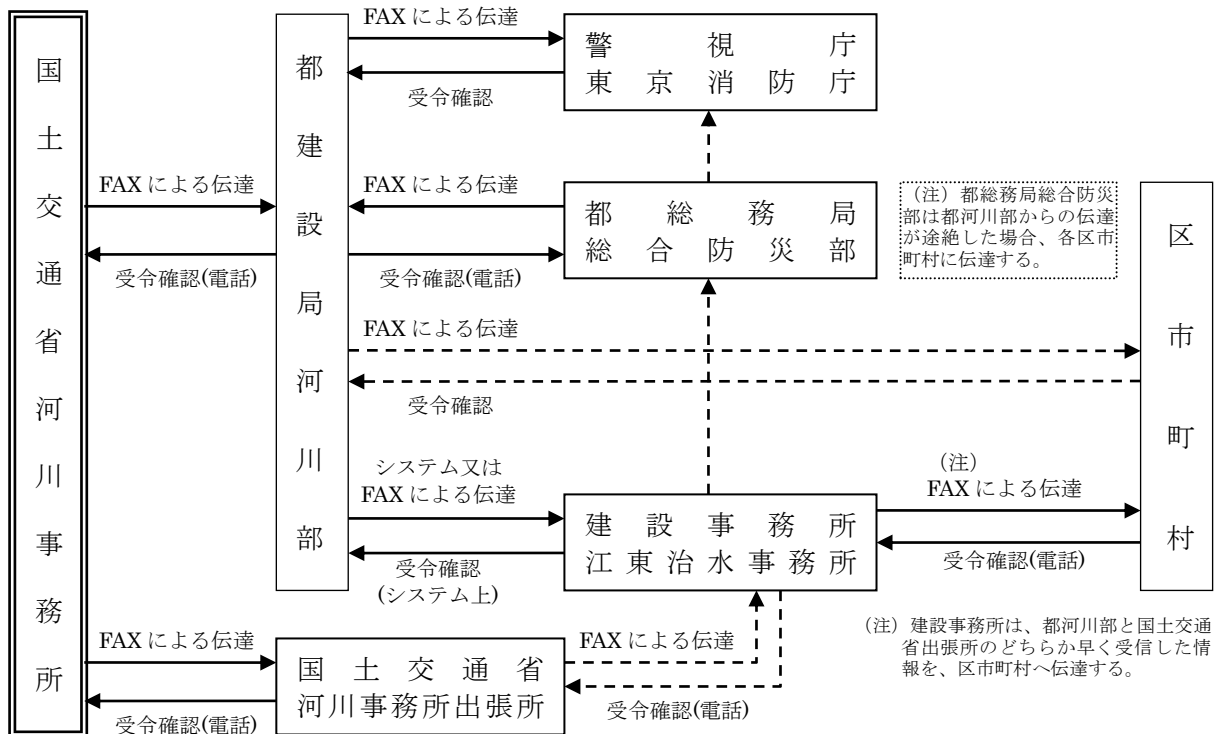
ただし、平成31年4月現在、本市には水防警報指定河川に指定された河川はない。

(1) 種類、内容及び基準

種類	内 容	発 表 基 準
待機	① 出水あるいは水位の再上昇が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 ② 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予報、警報等と河川状況により、特に必要と判断されるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量等の河川状況で必要と判断されるとき。 水防団待機水位（指定水位）に達し、はん濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	はん濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき。 水位、流量等の河川状況で必要と判断されるとき。
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、堤防斜面の崩れ・亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	はん濫警戒情報が発表されたり、すでにはん濫注意水位（警戒水位）を越えて災害の起こるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	はん濫注意水位（警戒水位）以下に下がったとき。 はん濫注意水位（警戒水位）以上であっても、水防活動を必要とする河川状況でないと判断されるとき。
情報	雨量・水位の状況、水位予測、河川・流域の状況等水防活動上必要なもの。	状況により必要と認めるとき。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。		

(2) 警報伝達

水防警報に関する通信伝達系統は、次のとおりとする。



- 基本系（法令等の定めによる伝達系統）
- - - - - 協力系（確実な伝達を図るための重複系統）

第8章 水防活動

活動体制

【総務部・都市建設部・環境部】

洪水やその他の浸水被害の発生又は発生するおそれがある場合、その被害の軽減を図るため、各水防機関は相互の連絡を密にして水防活動を行うものとする。

1 職員の配備態勢

市長が、気象状況等により水害が発生するおそれがあると認めたときは、直ちに状況に応じて以下の配備態勢をとる。

種別	配備職員
第1配備	1 総務部（選挙管理委員会事務局及び監査委員事務局を含む。以下同じ。）、都市建設部及び環境部の部長及び課長の職並びにこれらに相当する職にある職員 2 第2条第1項に定める対応が困難な部の職員 3 防災安全課の職員 4 都市計画課計画調整係長の職にある職員 5 土木課管理係長の職にある職員 6 水災等の状況により本部長が必要と認めるときは、これらの職員の応援に当たる職員 その他の本部長が必要と認める職員
第2配備	1 第1配備の職員 2 総務部の職員 3 都市建設部及び環境部の係長の職並びにこれに相当する職にある職員
第3配備	1 第2配備の職員 2 都市建設部及び環境部の職員 3 第1配備及び第2配備に掲げる部以外の部における、部長及び課長の職（会計管理者及び会計管理者の補助組織の課長の職を含む。）並びにこれらに相当する職にある職員

2 市水防本部

市水防本部の設置及び活動内容等の詳細については、「東大和市職員水防対策規程」により定められている。

(資料編 資料第71「東大和市職員水防対策規程」P.資-104)

2-1 市水防本部の設置及び廃止等

市水防本部を設置及び廃止した場合は、ただちに、都にその旨を報告するとともに、警察署、消防署等の関係機関へ連絡する。

(1) 市水防本部の設置

気象状況等により市の区域内において水害が発生、又は発生するおそれがある場合、市水防本部を市役所3階301会議室に設置する。

(2) 市水防本部の設置に至らない態勢

市は、水防本部を設置するに至らない災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(大雨、大雪等の警報が発令された場合、及び台風の接近により警戒が必要な場合)の情報連絡体制の確保については、「東大和市職員水防対策規程」に基づき、本部長の指示の下、副本部長及び防災安全課長がその任に当たるものとする。

(3) 市水防本部の廃止

市は、以下の場合に市水防本部を廃止する。

- ① 市災対本部が設置された場合(市災対本部に統合)
- ② 水災等のおそれが解消したと認めたとき、又は水防活動がおおむね完了したと求めたとき。

2-3 水防組織の活動内容

洪水等の浸水被害の発生、又は発生するおそれがあると認めるときは、その被害の軽減を図るため、各水防機関は相互の連絡を密にし、水防活動を行う。

主体名	活 動 内 容												
市 (総務部)	<p>(1) 東大和市水防本部</p> <p>① 気象状況及び水位に応じて管理者、消防機関と緊密な連絡のもとに河川等の監視警戒を行い、異常を発見したときは直ちに関係機関に連絡するとともに、事態に即応した措置を講ずる。</p> <p>② 市長は、水防上必要と認められる場合には、消防機関に対し、出動を要請する。</p> <p>③ 市長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、その区域内に居住する者、又は現場にある者をして、作業に従事させることができる。</p> <p>④ 市長は、堤防その他の施設が決壊又はこれに準ずる事態が発生したときは、直ちに関係機関に通知する。</p> <p>⑤ 市長は、洪水による著しい危険が切迫しているときは、必要と認める区域の居住者に対し、立退き、又はその準備を指示することができる。この場合、遅滞なく東大和警察署長に、その旨を通知しなければならない。</p> <p>⑥ 市長は、水防のため必要があると認めるときは、現場の秩序あるいは保全維持のため東大和警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。</p> <p>⑦ 市長は、水防のため緊急の必要があるときは、他の水防管理者に対し、応援を求めることができる。応援のため派遣された者は、応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動する。</p> <p>⑧ 市長は、水防のため緊急の必要があるときは、都知事に対し自衛隊の派遣を要請することができる。</p> <p>⑨ 市民からの通報や気象情報の問合せの窓口の充実を図る。</p> <p>(2) 各班</p>												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="277 1285 472 1332">班名</th> <th data-bbox="472 1285 1445 1332">職務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="277 1332 472 1503">庶務班</td> <td data-bbox="472 1332 1445 1503"> 1 各班の連絡調整に関すること。 2 関係機関の出動の要請に関すること。 3 水防資器材の購入、管理及び受払並びに車両等の調達に関すること。 4 他の班に属さないこと。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="277 1503 472 1720">情報連絡班</td> <td data-bbox="472 1503 1445 1720"> 1 都及び関係機関との情報連絡に関すること。 2 雨量、風向及び風速の観測並びに記録及び整理に関すること。 3 気象情報の連絡に関すること。 4 河川、橋りょう、道路、下水道施設、低地における住宅地、崖及び擁壁地(以下「危険箇所」という。)の情報収集及び記録に関すること。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="277 1720 472 1765">監視警戒班</td> <td data-bbox="472 1720 1445 1765">危険箇所の巡視及び監視警戒に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="277 1765 472 1892">技術班</td> <td data-bbox="472 1765 1445 1892"> 1 水防作業の技術援助及び指導に関すること。 2 水防実施状況の調査及び報告に関すること。 3 建設中の公共施設における被災状況の情報収集に関すること。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="277 1892 472 1937">水防班</td> <td data-bbox="472 1892 1445 1937">危険箇所の事態に即応した応急対策の実施に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	班名	職務内容	庶務班	1 各班の連絡調整に関すること。 2 関係機関の出動の要請に関すること。 3 水防資器材の購入、管理及び受払並びに車両等の調達に関すること。 4 他の班に属さないこと。	情報連絡班	1 都及び関係機関との情報連絡に関すること。 2 雨量、風向及び風速の観測並びに記録及び整理に関すること。 3 気象情報の連絡に関すること。 4 河川、橋りょう、道路、下水道施設、低地における住宅地、崖及び擁壁地(以下「危険箇所」という。)の情報収集及び記録に関すること。	監視警戒班	危険箇所の巡視及び監視警戒に関すること。	技術班	1 水防作業の技術援助及び指導に関すること。 2 水防実施状況の調査及び報告に関すること。 3 建設中の公共施設における被災状況の情報収集に関すること。	水防班	危険箇所の事態に即応した応急対策の実施に関すること。
	班名	職務内容											
	庶務班	1 各班の連絡調整に関すること。 2 関係機関の出動の要請に関すること。 3 水防資器材の購入、管理及び受払並びに車両等の調達に関すること。 4 他の班に属さないこと。											
	情報連絡班	1 都及び関係機関との情報連絡に関すること。 2 雨量、風向及び風速の観測並びに記録及び整理に関すること。 3 気象情報の連絡に関すること。 4 河川、橋りょう、道路、下水道施設、低地における住宅地、崖及び擁壁地(以下「危険箇所」という。)の情報収集及び記録に関すること。											
	監視警戒班	危険箇所の巡視及び監視警戒に関すること。											
	技術班	1 水防作業の技術援助及び指導に関すること。 2 水防実施状況の調査及び報告に関すること。 3 建設中の公共施設における被災状況の情報収集に関すること。											
	水防班	危険箇所の事態に即応した応急対策の実施に関すること。											

主体名	活 動 内 容
	<p>(3) 水防実施状況報告</p> <p>① 市長（水防管理者）は、洪水等により被害を生じた場合は、直ちに都水防本部（都建設局）にその概況を報告するものとする。 なお、水防資器材等の救援を要する場合は、その旨、併せて連絡するものとする。</p> <p>② 市長（水防管理者）は、水防活動終了後3日以内に水防実施状況を「水防活動報告表」により、都水防本部（都建設局）へ報告するものとする。 （資料編 資料第72「水防活動報告表」P. 資-107）</p> <p>③ 公共土木施設に関する被害が発生したときは、市長（水防管理者）は、被害発生後速やかに次の「被害報告表」によりFAXで都建設局（都水防本部）に報告する。 （資料編 資料第73「被害報告表」P. 資-108）</p> <p>④ 被害の発生に伴い、市長（水防管理者）は、災害復旧を申請する場合は、「災害報告書」を被災後7日以内に都水防本部（都建設局）に提出する。 （資料編 資料第74「災害報告書」P. 資-109）</p>

主体名	活 動 内 容										
北 多 摩 西 部 消 防 署	<p>(1) 水災害消防計画 水防活動を効率的に実施するため、北多摩西部消防署水災消防計画により活動する。</p> <table border="1" data-bbox="343 324 1348 459"> <tr> <th colspan="2">北多摩西部消防署水災消防計画</th> </tr> <tr> <td>① 水防基本計画</td> <td>③ 監視警戒計画</td> </tr> <tr> <td>② 招集編成計画</td> <td>④ 署水防資機材収容計画</td> </tr> </table>	北多摩西部消防署水災消防計画		① 水防基本計画	③ 監視警戒計画	② 招集編成計画	④ 署水防資機材収容計画				
	北多摩西部消防署水災消防計画										
	① 水防基本計画	③ 監視警戒計画									
	② 招集編成計画	④ 署水防資機材収容計画									
	<p>(2) 水防非常配備態勢 気象状況、災害状況に応じ、被害の発生が予想され、若しくは発生した場合に、警防本部長、方面隊長及び署隊長が水防態勢及び以下の水防非常配備態勢を発令する。</p>										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>非常配備態勢</th> <th>活 動 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="303 672 502 884">水防第1非常配備態勢</td> <td data-bbox="502 672 1436 884"> <ul style="list-style-type: none"> ① 水防切替小隊の編成及び署隊運用 ② 水防資器材（救命ボート）の準備 ③ 関係機関との連絡及び情報の収集 ④ 河川の巡視による情報収集並びに水災発生箇所の把握及び広報 ⑤ 庁舎施設の防護及び警防本部、方面本部への報告連絡 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="303 884 502 1182">水防第2非常配備態勢</td> <td data-bbox="502 884 1436 1182"> <ul style="list-style-type: none"> ① 署隊本部機能の強化 ② 水防部隊の編成及び署隊運用 ③ 監視警戒の強化 ④ 所要の水防資器材、水、食糧、燃料等の準備 ⑤ 関係機関等への連絡員の派遣 ⑥ 水防活動、被害状況等の把握 ⑦ 警防本部、方面隊本部等への報告連絡 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="303 1182 502 1395">水防第3非常配備態勢</td> <td data-bbox="502 1182 1436 1395"> <ul style="list-style-type: none"> ① 署隊本部機能の強化 ② 水防部隊の増強及び署隊運用 ③ 監視警戒の強化 ④ 水防活動、被害状況等の把握 ⑤ 警防本部、方面隊本部等への報告連絡 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="303 1395 502 1574">水防第4非常配備態勢</td> <td data-bbox="502 1395 1436 1574"> <ul style="list-style-type: none"> ① 前記第1から第3までの非常配備態勢に掲げる事項の強化 ② 長期水防活動を行うために必要な交替制の確立 ③ 全水防部隊の編成 ④ 応援態勢又は応援受入態勢の確立 </td> </tr> </tbody> </table>	非常配備態勢	活 動 内 容	水防第1非常配備態勢	<ul style="list-style-type: none"> ① 水防切替小隊の編成及び署隊運用 ② 水防資器材（救命ボート）の準備 ③ 関係機関との連絡及び情報の収集 ④ 河川の巡視による情報収集並びに水災発生箇所の把握及び広報 ⑤ 庁舎施設の防護及び警防本部、方面本部への報告連絡 	水防第2非常配備態勢	<ul style="list-style-type: none"> ① 署隊本部機能の強化 ② 水防部隊の編成及び署隊運用 ③ 監視警戒の強化 ④ 所要の水防資器材、水、食糧、燃料等の準備 ⑤ 関係機関等への連絡員の派遣 ⑥ 水防活動、被害状況等の把握 ⑦ 警防本部、方面隊本部等への報告連絡 	水防第3非常配備態勢	<ul style="list-style-type: none"> ① 署隊本部機能の強化 ② 水防部隊の増強及び署隊運用 ③ 監視警戒の強化 ④ 水防活動、被害状況等の把握 ⑤ 警防本部、方面隊本部等への報告連絡 	水防第4非常配備態勢	<ul style="list-style-type: none"> ① 前記第1から第3までの非常配備態勢に掲げる事項の強化 ② 長期水防活動を行うために必要な交替制の確立 ③ 全水防部隊の編成 ④ 応援態勢又は応援受入態勢の確立
	非常配備態勢	活 動 内 容									
	水防第1非常配備態勢	<ul style="list-style-type: none"> ① 水防切替小隊の編成及び署隊運用 ② 水防資器材（救命ボート）の準備 ③ 関係機関との連絡及び情報の収集 ④ 河川の巡視による情報収集並びに水災発生箇所の把握及び広報 ⑤ 庁舎施設の防護及び警防本部、方面本部への報告連絡 									
	水防第2非常配備態勢	<ul style="list-style-type: none"> ① 署隊本部機能の強化 ② 水防部隊の編成及び署隊運用 ③ 監視警戒の強化 ④ 所要の水防資器材、水、食糧、燃料等の準備 ⑤ 関係機関等への連絡員の派遣 ⑥ 水防活動、被害状況等の把握 ⑦ 警防本部、方面隊本部等への報告連絡 									
	水防第3非常配備態勢	<ul style="list-style-type: none"> ① 署隊本部機能の強化 ② 水防部隊の増強及び署隊運用 ③ 監視警戒の強化 ④ 水防活動、被害状況等の把握 ⑤ 警防本部、方面隊本部等への報告連絡 									
水防第4非常配備態勢	<ul style="list-style-type: none"> ① 前記第1から第3までの非常配備態勢に掲げる事項の強化 ② 長期水防活動を行うために必要な交替制の確立 ③ 全水防部隊の編成 ④ 応援態勢又は応援受入態勢の確立 										
<p>※ 署隊長は、局地的な集中豪雨等の場合には、水防基本計画に定めた基準により水防態勢、水防第1非常配備態勢及び水防第2非常配備態勢を発令する。</p>											
<p>(3) 非常招集 水防非常配備態勢の発令区分に応じて、招集編成計画に基づき、職員を招集する。</p>											
<p>(4) 長期にわたる活動態勢 長期にわたる活動時においては、次の順位により実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 人命救助 ② 水災現場活動 ③ 水防工法その他消防署長が特に優先実施について命令又は指示するもの 											

主体名	活 動 内 容
消防団	<p>(1) 消防団の水防区域 消防団が行う水防区域は、市全域とし、特別の指示のない限り各分団が行う水防の区域は、受持区域内とする。</p> <p>(2) 通報 ① 団員は、水防の発生するおそれがあると認められる異常な現象を発見したとき、又は水災が発生した場合は、直ちに分団長を通じ団本部に通報しなければならない。 ② 団本部は、団員からの通報を受けた場合は、直ちに市長に通報するものとする。</p> <p>(3) 出動の指示 ① 団長は、水災の発生するおそれがあるとき、若しくは発生したとき、又は分団から通報を受けたときは、市長と協議し、必要な団員に出動を指示するものとする。 ② 分団長は、気象状況等により分団区域内に被害の発生のおそれがあると認められるとき、又は被害が発生したときは、その被害の規模に応じた団員を出動させることができる。 この場合において分団長は、速やかに出動した場所及び出動団員数を団本部に報告しなければならない。 ③ その他、緊急やむを得ない場合は、団長が団員に出動を指示することができる。</p> <p>(4) 指示等の伝達 団本部の指示又は分団の通報等の伝達は、次の要領により行うものとする。</p> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> <pre> graph TD Tokyo[東京都] <--> East[東大和市] Tokyo <--> Fire[北多摩西部消防署] East <--> Fire Fire <--> Branch[分団] Branch --> Member[団員] Fire -.-> Branch </pre> </div> <p>(5) 有線途絶の場合の連絡 電話回線等が災害のため被害を受け、その機能を失った場合は、分団に対し無線又は連絡車を派遣し、連絡等を確保するものとする。</p> <p>(6) 広報活動の協力 消防団は、必要に応じ、各種広報活動に協力するものとする。</p> <p>(7) 消防団出動基準 水災現場活動の出動は、次の基準により実施するものとする。 ① 待機 団員は、自宅に待機し、必要に応じ直ちに行動できる態勢 ② 準備 水防に関する情報連絡及び水防資器材の整備点検等出動の準備態勢 ③ 出動 消防団が災害現場に出動する態勢 ④ 解除 水防活動を必要とする状況が解消し、消防団の水防態勢の終了の通知</p> <p>(8) 出動の要領 出動は、団本部の指示があった場合のほか、気象状況等により分団区域内に災害の発生のおそれが認められたとき、又は災害が発生した場合は、分団長は、その災害の規模に応じ、団員を出動させるものとする。 この場合、分団長は、出動ごとに行動した場所及び出動団員数を団本部に報告しなければならない。</p>

主体名	活 動 内 容
消防団	<p>(9) 監視及び警戒 気象状況等により、受持区域内に水防上危険であると認められる事態が発生したときは、分団長は、所属する団員に指示して監視及び警戒を行い、事態に即応した措置を講じるものとする。</p> <p>(10) 水防作業報告 分団において水防作業を実施した場合は、その経過及び結果について、随時、団本部に報告するものとする。</p>
東大和警察署	<p>(1) 警察署長は、市長（水防管理者）から水防上の必要により、警察官の出動を求められた場合は、避難誘導、人命救助等基礎的警備活動に支障のない限り警備部隊を応援出動させる。 なお、要請がない場合においても事態が急を要すると認められるときは、積極的に出動するものとする。</p> <p>(2) 水防現場においては、市長（水防管理者）及び消防機関等と緊密な連絡調整をし、水防活動に協力するとともに、水防上必要と判断されるときは、警戒区域を設定し、関係者以外の立入制限及び禁止又は立退き等必要な措置を講じ、水防活動が迅速に行われるよう努める。</p> <p>(3) 水防機関及び消防機関等で、水防現場に向かうものの通行については、なるべく優先通行等の便宜を与え、水防活動が迅速に行われるよう努める。</p> <p>(4) 被災者等に対する救助活動について、災害初期においては、可能な限りこれに協力することとし、状況に応じ、逐次、警察本来の活動に移行する。</p>

主体名	活 動 内 容														
北多摩北部建設事務所	<p>(1) 北多摩北部建設事務所の態勢 北多摩北部建設事務所は、その管内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように情報を交換し、技術的な援助を与える等その調整を図るものとする。</p> <p>(2) 水防態勢 北多摩北部建設事務所における業務分担は次のとおりである。</p>														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="300 414 459 459">班 別</th> <th data-bbox="459 414 1457 459">業 務 分 担</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="300 459 459 542">所長 ・副所長</td> <td data-bbox="459 459 1457 542">総括指導</td> </tr> <tr> <td data-bbox="300 542 459 680">庶務班</td> <td data-bbox="459 542 1457 680"> ① 各班の連絡調整に関すること。 ② 水防資器材の購入及び受払、労力、船車の調達、輸送に関すること。 ③ 各班に属さないこと。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="300 680 459 936">情報 連絡班</td> <td data-bbox="459 680 1457 936"> ① 水防管理団体及び関係機関との情報連絡に関すること。(内水を含む) ② 雨量、水位、潮位、流量等の観測と通報、及び資料の収集、整理に関すること。 ③ 土砂災害警戒情報の収集・整理に関すること。 ④ 気象、水象、土砂災害警戒情報の情報連絡に関すること。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="300 936 459 1279">技術班</td> <td data-bbox="459 936 1457 1279"> ① 水防作業の技術支援、及び指導に関すること。 ② 水防実施状況の調査、及び報告に関すること。 ③ 所管工事現場等の警戒巡視及び施設操作等の指示に関すること。 ④ 公共土木施設の被害状況調査及び資料収集に関すること。 ⑤ がけ崩れの被害状況調査及び資料収集に関すること。 ⑥ 危険箇所の警戒巡視に関すること。 ⑦ 雨量、水位、潮位等の観測に関すること。 ⑧ 工区班応援に関すること。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="300 1279 459 1361">工務班</td> <td data-bbox="459 1279 1457 1361"> ① 水防資器材の受払の調整に関すること。 ② 水防資器材の配分、輸送計画に関すること。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="300 1361 459 1619">工区班</td> <td data-bbox="459 1361 1457 1619"> ① 雨量、水位、潮位等の観測に関すること。 ② 所管工事現場等の警戒巡視に関すること。 ③ 水防作業の技術支援、及び指導に関すること。 ④ 公共土木施設の被害状況調査に関すること。 ⑤ がけ崩れの被害状況調査に関すること。 ⑥ 危険箇所の警戒巡視に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	班 別	業 務 分 担	所長 ・副所長	総括指導	庶務班	① 各班の連絡調整に関すること。 ② 水防資器材の購入及び受払、労力、船車の調達、輸送に関すること。 ③ 各班に属さないこと。	情報 連絡班	① 水防管理団体及び関係機関との情報連絡に関すること。(内水を含む) ② 雨量、水位、潮位、流量等の観測と通報、及び資料の収集、整理に関すること。 ③ 土砂災害警戒情報の収集・整理に関すること。 ④ 気象、水象、土砂災害警戒情報の情報連絡に関すること。	技術班	① 水防作業の技術支援、及び指導に関すること。 ② 水防実施状況の調査、及び報告に関すること。 ③ 所管工事現場等の警戒巡視及び施設操作等の指示に関すること。 ④ 公共土木施設の被害状況調査及び資料収集に関すること。 ⑤ がけ崩れの被害状況調査及び資料収集に関すること。 ⑥ 危険箇所の警戒巡視に関すること。 ⑦ 雨量、水位、潮位等の観測に関すること。 ⑧ 工区班応援に関すること。	工務班	① 水防資器材の受払の調整に関すること。 ② 水防資器材の配分、輸送計画に関すること。	工区班	① 雨量、水位、潮位等の観測に関すること。 ② 所管工事現場等の警戒巡視に関すること。 ③ 水防作業の技術支援、及び指導に関すること。 ④ 公共土木施設の被害状況調査に関すること。 ⑤ がけ崩れの被害状況調査に関すること。 ⑥ 危険箇所の警戒巡視に関すること。
	班 別	業 務 分 担													
	所長 ・副所長	総括指導													
	庶務班	① 各班の連絡調整に関すること。 ② 水防資器材の購入及び受払、労力、船車の調達、輸送に関すること。 ③ 各班に属さないこと。													
	情報 連絡班	① 水防管理団体及び関係機関との情報連絡に関すること。(内水を含む) ② 雨量、水位、潮位、流量等の観測と通報、及び資料の収集、整理に関すること。 ③ 土砂災害警戒情報の収集・整理に関すること。 ④ 気象、水象、土砂災害警戒情報の情報連絡に関すること。													
	技術班	① 水防作業の技術支援、及び指導に関すること。 ② 水防実施状況の調査、及び報告に関すること。 ③ 所管工事現場等の警戒巡視及び施設操作等の指示に関すること。 ④ 公共土木施設の被害状況調査及び資料収集に関すること。 ⑤ がけ崩れの被害状況調査及び資料収集に関すること。 ⑥ 危険箇所の警戒巡視に関すること。 ⑦ 雨量、水位、潮位等の観測に関すること。 ⑧ 工区班応援に関すること。													
	工務班	① 水防資器材の受払の調整に関すること。 ② 水防資器材の配分、輸送計画に関すること。													
	工区班	① 雨量、水位、潮位等の観測に関すること。 ② 所管工事現場等の警戒巡視に関すること。 ③ 水防作業の技術支援、及び指導に関すること。 ④ 公共土木施設の被害状況調査に関すること。 ⑤ がけ崩れの被害状況調査に関すること。 ⑥ 危険箇所の警戒巡視に関すること。													
	<p>(3) 気象状況等の連絡 気象状況等の連絡は、第7章第1節「2 気象状況等の伝達」の伝達系統図のとおりとする。</p>														
<p>(4) 水防資器材 水防資器材を要請する場合は、北多摩北部建設事務所に電話（後日文書にて処理）にて要請し、資器材は、水防倉庫から払い出すものとする。</p>															

主体名	活 動 内 容		
北 多 摩 北 部 建 設 事 務 所	(5) 水防上注意を要する箇所 東京都水防計画を参照。		
	(6) 雨量観測所		
	観測所名	所 在 地	
	東 大 和	東大和市高木 3-238 (空堀川・奈良橋川合流点上流左岸)	
	(7) 水位観測所		
	① 河川水位観測所		
	河川名	観測所名	所 在 地
	空堀川	高 木 橋	東大和市高木 3 - 245
		五 中 橋	東大和市蔵敷 3 - 757 (五中橋下流)
	奈良橋川	奈 良 橋 川	東大和市高木 3 - 238 (空堀川合流点上流左岸)
② 貯留量観測調節池			
河川名	調節池名	所 在 地	
空堀川	上砂神明暫定調節池	東大和市芋窪 6 - 1346	

2-4 決壊時の措置

- (1) 河川等が決壊し、又はこれに準ずべき事態が発生したときは、市長、警察署長又は消防署長は、直ちに都水防本部（都建設局）及び関係機関に通報し、相互に密接な連絡をとるものとする。（水防法第25条）
- (2) 決壊後は、市長、警察署長又は消防署長は、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。（水防法第26条）

また、堤防、護岸、排水施設等に破損等の巡視・被害報告等は、第2部第4章第5節応急対策「河川施設等」に基づく。

2-5 費用負担及び公用負担

(1) 市の費用負担

市は、その管理区域の水防に要する費用を負担するものとする。ただし、応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、その額及び方法は、市が当該応援を求めた場合、市と応援を求められた水防管理団体が協議して定める。（水防法第41条、第23条第3項及び第4項）

また、区域外の区市町村が当該水防により著しく利益を受ける場合には、当該水防に要する費用の一部を受益区市町村が負担する。この負担費用の額及び負担方法は、両者が協議して定めるものとし、協議が成立しないときは知事にあつ旋を申請することができる。（水防法第42条第1項、第2項及び第3項）

(2) 公用負担（水防法 28 条）

① 公用負担権限

公用負担の権限を行使する場合、市長（水防管理者）又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。

- ア 必要な土地の一時使用
- イ 土石、竹木その他の資材の使用又は収用
- ウ 車両、その他の運搬具又は器具の使用
- エ 排水用機器の使用
- オ 工作物その他の障害物の処分

② 公用負担権限証明

公用負担の権限を行使する場合、市長（水防管理者）又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあつては、次のような証明書を携行し、必要がある場合は、これを提示する。

（資料編 資料第 75 「公用負担権限委任証明書」 P. 資-110）

③ 公用負担命令票

公用負担の権限を行使するときは、公用負担命令票を作成し、その一通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずべき者に交付するものとする。

ただし、現場の事情により、そのいとまのないときは、事後において直ちに処理するものとする。

（資料編 資料第 76 「公用負担命令票」 P. 資-110）

④ 損失補償

公用負担権限行使によって損失を受けた者に対して、市（水防管理団体）は、時価によりその損失を補償するものとする。

第9章 交通規制

第2部第4章第5節「応急対策」に基づくものとする。

第10章 医療救護等対策

第2部第7章「医療救護等対策」に基づくものとする。

第11章 避難者対策

第1節 避難態勢

【総務部・東大和警察署・都】

風水害時に、被災者の生命、身体の安全確保等について適切な避難対策や、集中豪雨に関する情報提供や注意喚起を講じる。

避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）の発令時には、速やかに避難所を設置し、避難者を受け入れる。

1. 事前避難

機 関 名	内 容
市 (総 務 部)	① 災害時において事前避難を必要とする地域をあらかじめ定めておき、その地域の市民、使用者、滞在者等に対しては、避難場所、避難所、避難の方法等を事前に周知徹底させ、災害時には自主避難するよう指導する。 ② 必要に応じ、避難勧告等を発令する。
東大和警察署	① 災害が発生するおそれがある場合には、市に協力し早期に避難の指示、指導を行う。 ② 要配慮者に対しては、自主的にあらかじめ指定された施設に避難させるか、安全地域の親戚、知人宅へ自主的に避難するよう指導する。

2. 避難勧告等

機 関 名	内 容
市 (総 務 部)	① 危険が切迫した場合には、市災対本部長は、東大和警察署長及び北多摩西部消防署長に連絡のうえ、要避難地域及び避難先を定めて避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）を発令するとともに、速やかに都本部に報告する。 ② 人の生命身体を保護するため必要があると認めるとき、市災対本部長は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限もしくは禁止し、また退去を命ずる。 ③ 国が策定した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」に基づき要配慮者に対する避難準備・高齢者等避難開始を発令する。
都	① 知事は、水防法又は地すべり等防止法に基づく避難の指示を行う。 ② 災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、要配慮者に対する避難準備、避難のための立ち退きの勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を当該市長に代わって実施する。
東大和警察署	急を要する場合において、市災対本部長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は要求があった場合、避難のための立ち退きを指示することができる。この場合、警察官は、ただちに市災対本部長に通報する。

第2節 避難勧告等の判断・伝達

【総務部・東大和警察署・北多摩西部消防署・消防団】

避難勧告等の判断基準等

(1) 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの活用

「東大和市避難勧告等の判断・伝達マニュアル」をもとに、避難勧告等の判断・伝達を行う。

(2) 避難に要する時間を見込んだ避難勧告等の発令

市は、それぞれの河川ごとに、気象情報や水位情報等に基づき総合的な判断を行い、市民が避難に要する時間を適切に見込んだうえで、避難勧告等を発令する。

<避難勧告等一覧>

警戒レベル	避難情報等	発令時の状況	市民のとるべき行動
警戒レベル 5	災害発生情報	既に災害が発生している状況	避難していない市民は、生命を守るための最善の行動をとる。
警戒レベル 4	避難指示（緊急）	① 前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ② 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が高いと判断された状況	市民は、速やかに避難行動を開始する。 避難所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や自宅内のより安全な場所へ避難する。
	避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	
警戒レベル 3	避難準備・高齢者等避難開始	避難行動に時間のかかる高齢者等の要配慮者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	避難に時間のかかる高齢者等の要配慮者とその支援者は、避難を開始する。 上記以外の者は、家族等との連絡、非常持出品の用意等避難準備をする。
警戒レベル 2	洪水注意報 大雨注意報等		避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認する。
警戒レベル 1	早期注意情報		災害への心構えを高める。

※ 警戒レベル1～5は、急激な状況変化の際は必ずしも順番に発せられるわけではない。

第12章 物流・備蓄・輸送対策

第2部第10章「物流・備蓄・輸送対策の推進」に基づくものとする。

第13章 ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理・障害物の除去・がれき処理

第2部第11章「住民の生活の早期再建」に基づくものとする。

第14章 公共施設等の応急・復旧対策

第2部第3章「安全な都市づくりの実現」に基づくものとする。

第15章 応急生活対策

第2部第9章「避難者対策」11章「住民の生活の早期再建」に基づくものとする。

第16章 災害救助法の適用

第2部第11章「住民の生活の早期再建」に基づくものとする。

第17章 激甚災害の指定

第2部第11章「住民の生活の早期再建」に基づくものとする。